

「刑事手続等における被害者参加の確保等」（資料２－１及び２－２）に関する事前質問／意見

令和 7 年 4 月 14 日 第48回基本計画策定・推進専門委員会会議	資料 5
---	------

番号	お名前	質問／意見	内容
1 公判前整理手続への被害者参加			
1	太田構成員	質問	裁判所（被告人側，検察官の意見を聞いたうえで）の裁量により公判前整理手続に被害者の代理人弁護士の出席を認める場合があるが，以前よりその機会が減っているとの指摘もある。裁判所の所管ではあるが，検察庁としてそうした実務の状況で感じていることがあればお教え頂きたい。
2	正木構成員	意見	公判前整理手続への被害者参加について 被害者には裁判に参加する権利があるところ、公判前整理手続で審理の内容が決まるので、被害者の裁判に参加する権利を真に保障するために公判前整理手続への参加を認める必要がある。 また今後、支援弁護士制度が導入されるので、ほとんどの場合に弁護士が受任していることが想定され、争点整理に支障をきたす等、法務省が懸念しているような弊害が生じることは稀なケースとなる。 現状では、公判前整理手続で審理の内容が決まるため、同手続に参加していないことによって十分な準備ができず、被害者の参加の権利行使に支障が生じ、充分に被害者の権利が保障されているとは言えない状況となっている。
3	和氣構成員	意見	公判前整理手続について、事案によっては、被害者が参加できる運用が可能ではないか。特に、被害者支援弁護士制度が始まり、弁護士を通じて、検察官、裁判所等へ申し入れをして、被害者が参加することを認めてもらうことは重要である。
4	和氣構成員	意見	裁判が始まるまで期間が長く、被害者は不安になるため進捗状況を伝えてほしい。
5	伊藤構成員	質問	公判前整理手続について、被害者等が参加・傍聴を特に希望し、理由が相当と認めるときは、希望の事実を裁判所に伝えるなどの配慮をしているとあるが、その配慮の結果はどうなるのか、傍聴が認められる、もしくはただ伝えるだけで終わっているのか、教えていただきたい。
6	川崎構成員	質問	「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」で指摘された2つの問題点は、公判前整理手続に被害者等が関与すべきでない理由を説明できていますか？もう少し、敷衍して説明いただきたい。
7	川崎構成員	質問	「相当と認めるときは、当該希望の事実を、手続を主宰する裁判所に伝えるなどの配慮をしている」とのことであるが、こうした運用が許される根拠規定は何でしょうか？

8	滝沢構成員	意見	公判前整理手続は、充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために、事件の争点及び証拠を整理する公判準備であり（最決平成25・3・18刑集67巻3号325頁）、そこで行われるものは訴訟当事者が行う訴訟行為と密接に結びつくものです。裁判所が相当と認める場合に限り刑訴法に定められている一定の権限を行使することができる被害者参加人（以下、その代理人弁護士も含む。）の地位に鑑みると、被害者参加人は検察官と綿密なコミュニケーションを形成し、まずは検察官が被害者参加人の意向を公判前整理手続に反映させるべきであり、併せて検察官は被害者参加人に公判前整理手続での事件の争点及び証拠の整理の結果を被害者参加人に丁寧に説明すべきと考えます。何らかの形態であれ被害者参加人の公判前整理手続への参加を検討するにあたっては、これにより実現される被害者参加人の権利利益と刑事訴訟の基本原理・構造及び当該被告事件の審理への影響を慎重に検討すべきであると考えます。
---	-------	----	--

2 医療観察制度における被害者支援の拡充

(1) 全体を通しての御意見

9	假谷構成員	意見	今年は医療観察法が施行されてから20年目の年にあたります。 この20年の間に、犯罪被害者等基本法が制定されたほか、通常の刑事事件の被害者の支援に関する制度が充実してきました。被害者参加制度、損害賠償命令制度、心情等伝達制度などです。 少年法も数度の改正がなされ、被害者による傍聴、記録の閲覧謄写、意見陳述の制度等が徐々に認められてきます。 しかし、医療観察法の被害者に関する規定はまったく改正されていません。 今も、傍聴と結果の通知に関する規定があるだけです。 平成30年6月に法務省保護局長の通達によって被害者等に対する情報提供が認められましたが、提供される情報はごく外形的な内容に止まっています。 医療観察事件の被害者や遺族は、通常の刑事事件の被害者は被害を受けたという点においてはまったく変わりはありません。 しかし、加害者に責任能力が認められないなどという理由で通常の刑事事件の被害者であれば利用できる被害者支援に関する制度を利用することはできません。 特に不起訴となった事件の被害者は、通常の刑事事件の被害者のための制度をほとんど利用することができないことから、医療観察審判に自分達の意見を反映してもらうことができず、情報からも隔絶されています。 これは、犯罪被害者どうしの間に不合理な格差が生じているということであって到底容認できるものではありません。 被害者支援に関する残された課題として医療観察事件の被害者に関する法制度の不備に目を向けるべき時が来ているのではないのでしょうか。 国は、通常の刑事事件の被害者に認められている制度、被害者参加、意見陳述、情報提供、心情等伝達制度等のすべてについて、医療観察事件の被害者も利用できないか検討すべきです。 所管官庁である法務省と厚生労働省を中心として最高裁判所の協力を得ながら、まずは医療観察制度の被害者が置かれた状況について全般的な調査をするところから始めるのはいかがでしょうか。
---	-------	----	--

10	滝沢構成員	意見	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とするものです（同法1条）。同法に定める処遇事件を取り扱う裁判所は、1人の裁判官及び1人の精神保健審判員の合議体で構成され、医療的側面を有する対象者の入院決定、通院決定または医療を行わない旨の決定を行うものであり、同法の趣旨、処遇事件を取り扱う裁判所の構成等に鑑みると、同法47条で認められている審判の傍聴を超えて医療観察審判への被害者参加の可否を検討するにあたっては、犯罪被害者の権利利益、同法の目的趣旨、刑事手続との相違、対象者の治療への影響等を慎重に検討すべきであると考えます。
11	野坂構成員	質問	【論点4】を具体的に検討するにあたり、医療観察制度の対象者の状況に関する基礎データはあるか？「心神喪失等の状態で継続的かつ適切な医療等を行うことが必要」な対象者であるのが前提だが、それだけでは議論しにくい。もしなければ、実態把握の調査（項目の検討含め）から行うことを望む。
12	前田構成員	意見	医療観察制度においては、被害者の視点が欠けてきたのは事実であり、検討すべき課題である。制度導入当初は、加害者の人権の問題や治療・社会復帰という目的が全うされるか不安視する向きもあったが、現在ではその心配は薄らいであり、精神科医の間でも被害者の回復の重要性が認識されていることから、環境は変わっていると思う。加害者の治療や社会復帰という制度の本来的目的を維持しつつ、矛盾なく被害者の視点を取り入れていくことが重要である。

(2) 医療観察審判への被害者参加			
13	太田構成員	質問	医療観察法に基づく審判において、被害者からもっと傍聴を認めてほしいという要望を聞いたことがある。これは裁判所の所管であるが、検察官も審判に出席していることから、傍聴の有無についての状況でわかることがあれば教えて頂きたい。
14	正木構成員	意見	医療観察審判への被害者参加について 被害者の権利は保障の観点から、被害者参加を検討する必要があると考える。 ただし、医療観察制度の趣旨・目的から導入にあたっては色々な配慮が必要であると思料する。 少年審判を参考に参加の形を検討するのがよいのではないかと思料する。（少なくとも、少年審判で認められているのと同程度の権利の保障は必要）
15	川崎構成員	意見	医療観察審判の趣旨は、法務省の説明にあるとおりで、同審判への被害者等の「参加」を刑事手続の場合とパラレルに実現することは難しいものと思います。しかし、とくに加害者が心神喪失等と判断され、起訴すらされなかった事案では、重大犯罪の被害者等は、刑事裁判が行われれば、当然に認められたであろう参加の機会を失うので、被害者等の側は、自身には帰すべき理由なく、我慢を強いられることになるのも間違いありません。こうした点を踏まえるならば、ここで検討すべきは、刑事裁判と同様の「参加」が認められなくても仕方がないかどうかではなく、刑事裁判と異なる、いかなる「参加」であれば、導入の余地があるかではないでしょうか？（やはり、情報提供は、いくら充実させても、「参加」の代替にはなり得ないと思います）
16	前田構成員	意見	加害者の精神状態によっては、傍聴することが必ずしも被害者のためにならない場合があるのは事実である。一方で、ケースバイケースであるので、被害者の意向や精神科医の意見を裁判所に伝えた上で、可能な場合には傍聴の機会を確保できるようにすべきではないか。

(3) 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達			
17	太田構成員	意見	心情聴取伝達は制裁として行っているものではない。全くの誤解である。少年院という保護処分においても制度化されている。被害者の心情や置かれている状況を把握することは、患者の治療にも有効なはずである。そもそも一人一人状況の異なる被害者の状況も理解しないで、「被害者に対する共感性を養うこと」などできるわけがない。伝達ができるかどうかは、患者の病状等にもよるが（これは受刑者や少年院の少年も同じ）、これは相当性判断の規定を入れておけば良いし、少なくとも治療や処遇を行う病院や保護観察所は、被害者の状況を適切に把握しておく必要があり、そのためには心情聴取の制度を設けておく必要がある。
18	伊藤構成員	質問	医療観察制度の検討課題として、「刑事事件の心情等聴取・伝達制度をそのまま流用することは適当ではないのではないか」とあるが、対象者にとって自己の犯した行為に向き合い反省することは社会復帰につながるはずである。そのためにも被害者の心情等伝達は意味があると考ええる。特に、親族間でない事案の場合、被害者側にどのようなニーズがあり、どのような治療段階にある対象者に伝えるのが適切かなど、医療観察に携わる医療専門職、社会復帰調整官、被害当事者などによる検討会を設けて、実質的な検討に入るのが妥当だと思うが、何か課題はあるか。
19	野坂構成員	意見	11の基礎データをもとに、慎重に判断する必要があると考ええる。
20	前田構成員	意見	考慮要素は、加害者が被害者のことや加害行為を理解できる状態になっているか、理解できる場合に加害者の病状を悪化させ、自殺等につながるおそれがないか、という2点である。一方で、自らの行為を自覚することは、社会復帰の上で効果がある場合もあり、その場合には、治療という制度の目的にかなうこととなる。このような観点から、一律に困難とするのではなく、心情伝達の機会を設けることの可否や、どのような場合に可能かということを丁寧に検討すべきではないか。

(4) 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供			
21	太田構成員	質問	医療観察制度の加害者に関する被害者への情報提供について、加害者の処遇段階については情報提供が可能であるが、以下の事項についての情報提供も可能であるか。 【入院期間（入院一転院前の期間も含めて通算）や定員（比較的多い）、入院中の処遇段階（急性期、回復期、社会復帰期）の別、入院機関の管理者、患者本人、保護者又は付添人からの退院許可の申立の事実、患者本人等からの処遇終了の申立の事実、入院機関管理者による入院継続の申立の事実、退院許可、入院継続決定（処遇終了決定は通知されていると承知している）、保護観察所長又は患者本人等から処遇終了の申立の事実、処遇終了又は通院期間延長の決定】
22	太田構成員	意見	被害者（特に患者の家族以外の第三者たる被害者）は、突然、患者が通院に切り替わりましたと言われても、対応に困るばかりか、患者の帰住先が近隣である場合、一定の対応を取ることもできない。そこで、上記の患者が社会に戻る手続が開始された事実や決定があったことを被害者にも通知すべきである。
23	太田構成員	意見	医療観察法の入院中の社会環境調整において、帰住先の調整に当たっては、以下のように被害者の心情や置かれている状況に配慮するよう第五次計画に明記すべきである。 （被害者が患者の家族である場合）退院が見えてきた段階で、被害者が患者を受け入れるかどうかの調整をいきなり行うのではなく、入院当初から被害者家族の意向を確認しておく必要がある。 （被害者が家族以外の第三者である場合）帰住先が、被害者の近隣にならないよう、調整する。
24	和氣構成員	意見	医療観察制度について、まずは被害者に医療観察制度に関する説明をきっちりと行うとともに、加害者が社会復帰する場合は、被害者に通知すべきである。少年法と同程度の被害者への配慮が必要。
25	前田構成員	質問	法令上、「正当な理由がある場合」には守秘義務が解除される場合がある。加害者処遇・治療の過程を被害者に伝達することは、正当な理由たり得るのではないか。
26	前田構成員	意見	被害者への情報提供は重要だが、病状等についてはそもそも専門的で説明が難しい場合が多く、被害者が納得感を得るために分かりやすく伝えることが重要と考える。現在、医療観察制度全体を通して、被害者に対する情報提供は、いつ、どのような内容で行われているのか。また、情報提供の充実や分かりやすさの確保について、工夫の余地はないか。

3 被害者参加制度対象事件の拡大			
27	正木構成員	意見	被害者参加制度の対象事件の拡大について 個人の尊厳の根幹を損なう侵害がある事件であり、刑罰の重さからも下記事件には拡大すべきである。 (ア) ストーカー行為等の規制等に関する法律違反 (イ) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反 (私事性的画像記録提供罪等 いわゆるリベンジポルノ) (ウ) 性的姿態等撮影罪等 上記犯罪については、現行の対象事件と同様、被害者において、加害者が犯行に至った理由、事件の詳細を知りたいと考えているが、一般傍聴では遮へい措置がとられないので、ハードルが高く傍聴が困難な現状がある。
28	和氣構成員	意見	被害者参加制度対象事案について、性的犯罪や脅迫などは対象に加えてもよいと考える。また、内縁関係は参加できないため、事実上の内縁関係にある者は参加してもよいと考える。
その他本論点に関わる意見			
29	太田構成員	意見	精神保健福祉法に基づく措置入院や退院についても、患者の触法行為による被害者がいる場合、医療観察法と同様に、被害者に情報提供すべきである。
30	和氣構成員	意見	裁判に参加する被害者の付添いを行うセンターの支援員について、せめて支援員の交通費等の実費は、国が費用負担すべきである。
31	和氣構成員	意見	被害者が公判にでられなくとも、オンライン等により公判を見られるようIT化を進めてほしい。
32	伊藤構成員	意見	外国では「犯罪被害者等登録制度」を設けている例があり、例えばカナダ（ブリティッシュコロンビア州）では、被害者等がオンライン等で必要事項を入力し申込みを行うことにより、被害者等が希望する刑事司法手続上の加害者に関する情報（収容刑務所、仮釈放時期、出所後の住所等）や仮釈放審理に際しての通知をメールや専用ポータルサイト上で得ることができるようであり、被害者等の利便性が確保されている。 これと同様、我が国でも、オンライン等で被害者等による登録や情報の更新を可能とすることで、被害者等の情報をデータ管理し、その申込内容に応じて、加害者に関する情報を随時提供する制度を検討すべきである。
33	野坂構成員	意見	【論点4】の被害者参加の確保等について、ケースバイケースであれ、被害者の参加可能性を高めるための具体的措置（遮蔽、ビデオリンク等）を講じられるようにすることが望まれる。

「犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化(支援体制等)」(資料3-1～3-4)に関する事前質問／意見

番号	お名前	質問／意見	内容
1 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担			
(1) 国について			
1	正木構成員	意見	犯罪被害者等施策を更に推進していくためには、関係省庁連絡会議で進捗について点検、検証、評価するだけでは不十分であり、警察庁がより積極的に施策の策定、改善等ができるように司令塔機能をより強化することが必要であると考えます。
2	和氣構成員	意見	法務省の中に被害者支援局など、被害者支援に取り組む部署を設けるべきである。
(2) 地方公共団体について			
3	和氣構成員	意見	条例ができている自治体、できていない自治体がある。条例がある自治体も改訂が必要である。情報管理、多機関連携、守秘義務、人材育成等を条例の中で定めるべき。 特に情報管理と守秘義務については、提供できる被害者情報の範囲や情報提供に対する被害者の同意の取り方について、全国スタンダードが必要である。
4	中原構成員	意見	すべての都道府県と半数近い市区町村が条例を制定するに至っていることが注目され、条例制定をさらに推進していくことが重要と考えます。警察庁作成の「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」に、参考になる条例の規定例がわかりやすくまとめられており、この資料の活用促進が効果的であると思われます。

2 犯罪被害者等に対する支援内容の充実

(1) コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現

5	和氣構成員	意見	犯罪被害者が市役所に出向いてワンストップで手続きができない。アチコチとたらい回し。重労働である。 犯罪被害者は、社会資源があるのに、知らないために制度・資源が使えない。（被害に遭い、殺害されたら、支援を受けるには）25～30項目の手続きが必要となるが、知らないために使われていない。
6	和氣構成員	意見	途切れない支援体制は、周知が不足。広報が出来ていない。 そのため、コーディネーターの役割が発揮されない。
7	和氣構成員	意見	支援体制の整備は、人、もの、金、情報、権限が必要。コーディネーターは人（個人）か、組織かの議論があるが、組織である必要がある。きちんと準備すべきである。
8	伊藤構成員	意見	「コーディネーターを中心とした地方における途切れない支援の実現②」について、研修体制が整備されたことは大変良いことだと思う。今後、支援実務者のためのスーパーバイズ体制を整えることも検討してほしい。また、コーディネーターの力量を高めるために、ブロックごとに「コーディネーター懇話会」のようなものを設けて、ピアサポート体制を作ってもよいのではないかな。
9	伊藤構成員	意見	「コーディネーターを中心とした地方における途切れない支援の実現③」について、定量的な活動状況等の把握と分析は大変良いことだと思う。定例調査の結果については適宜公表して、さらなる改善に結び付けてほしい。
10	川崎構成員	質問	「地方における途切れない支援」を実現するために必要な財政上の措置は、講じられていますか？
11	前田構成員	質問	犯罪被害者等支援コーディネーターの設置に向けた各都道府県の実施状況について、進捗や課題はどうなっているのか。
12	前田構成員	質問・意見	都道府県の実施を促進するためには、これまで中心となって取り組み、問題意識を持っている警察・民間支援団体からの働きかけや研修が重要である。また、犯罪被害者や遺族の多くが、精神的な不調を抱える、あるいはそのリスクを抱えることからすると、精神保健福祉センターとの連携も重要となる。また、県職員への働きかけ・研修や精神保健福祉センターとの連携について、どのように考えているか。

(2) 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実			
13	太田構成員	意見	都道府県のコーディネーターを外部の機関（被害者支援センター）などに委託している場合、丸投げとならないよう、都道府県の被害者支援担当部署としても、協働体制を敷き、委託された外部機関のコーディネーターも、市町村や各都道府県との連携を密にする必要がある。ただ、非常に数が多く、且つ遠方にある市町村との連携について、限られた人員と予算のコーディネーターたる民間団体等が十分なコーディネートができない虞もあるため、人員と予算の拡充を図るため、都道府県は国から交付された補助金も含めて、コーディネーターの団体に財政的補助を行う必要がある。 また、資料のスライド6枚目にあるように、コーディネーターの状況についてきちんと調査することが重要であるとする。
14	正木構成員	意見	犯罪被害者等支援における国・地方公共団体、民間団体の役割分担②について大きくは記載の役割があるとする。 しかし、今までの実績がある被害者支援センターの協力は不可欠であり、特に支援調整会議では、うまく機能するために協力が大きく期待されているところである。 また、現在すでに支援調整会議のコーディネーターの役割を担っている被害者等支援センターもある。 地方における途切れない支援の提供体制強化には、コーディネーターの役割が重要で、コーディネーターの役割を担う県、また、被害者支援センターがその役割を担っているところは支援センターがその役割を果たせるよう十分な財政支援が必要である。 特に、支援センターでは人材不足、それにともない高齢化が大きな課題となっており、この課題解決に財政支援はかせないと思料する。
15	和氣構成員	意見	都道府県からのコーディネーター業務の委託費用は、都道府県によって大きく差がある。知事部局は犯罪被害者支援について理解が不足しているように思う。 業務委託を受けた民間団体（センター）が、行政や関係機関に指示できるか心配。
16	前田構成員	意見	丸投げという意味ではなく、県庁と民間支援団体の役割分担が重要である。途切れない支援の実現のためには、民間支援団体（被害者支援センター）が重要であり、その基盤確保が必要である。

(3) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実			
(DV・性犯罪・性暴力関係)			
17	太田構成員	質問	DV被害者の自立のための就労支援の状況を教えて頂きたい。
18	正木構成員	意見	ワンストップ支援センターについても人材不足、それにともなう人員の高齢化が課題となっている。 この課題解決は被害者支援に不可欠であり、その要は財政支援だと考える。
(児童関係)			
19	太田構成員	質問	児童相談所が弁護士と顧問契約を結ぶことが多くなっているが、具体的に顧問弁護士はどのように機能しているか。一時保護や28条審査などでのアドバイスか？顧問契約の費用は、弁護士の業務に見合った内容か（低過ぎ？高過ぎ？）
20	太田構成員	質問	日本版DBSで、性犯罪前科があった教員の配置転換はどこに異動させるのか、またそうした教員に対する被害防止教育の内容は検討されているのか、また教員全体に対する被害防止教育はどうか。
21	太田構成員	意見	私立の小中高等学校におけるいじめに対し、教育委員会は何もできないのか。相談くらいは乗ってくれると聞けるが、具体的な対応は何もしていないので、私立と言えど深刻ないじめ被害があるので、国、自治体としては対策や体制を整備すべきである。
22	正木構成員	意見	学校での支援について 加害児童とのかかわりの関係から、スムーズな転校、クラス替えの支援を検討していただきたい。（すなわち、年度途中でもクラス替えをする等）
23	正木構成員	意見	6 p 未然防止 性教育（きちんとした性に関する教育）、人権教育（他人を思いやり尊重する、多様性の尊重、被害者・加害者・傍観者にならない等）、二次被害を生じさせない教育が重要である。
24	和氣構成員	質問	P2 学校における相談の流れ（イメージ）の③児童生徒への多方面からの支援がしめされています。参考資料P13の問題件数（令和5年度）の内訳として③暴力行為④児童虐待⑤性的な被害が挙げられています。この③④⑤についてどのように解決したか、またはどのように対応したかについて教示いただきたい。
25	伊藤構成員	質問	スクール・カウンセラーやソーシャルワーカーが暴力行為、児童虐待の被害、性的な被害に対応した事例を収集・活用しているようなことはあるか。また、スクール・カウンセラーやソーシャルワーカーを対象にした、犯罪被害にあった子どもへの対応・支援に特化した研修等は実施されているか。

(4)各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上			
26	和氣構成員	意見	被害者は混乱しているため、何度も説明することが大切である。 被害者がいつでも質問できる体制が必要なので、例えばDXを活用して「被害者の手引」のアプリを作成するなど、被害者は手元に被害者支援に関する情報を持つべきである。
27	伊藤構成員	意見	「各種制度・サービスに関する情報に対する被害者等からのアクセシビリティの向上」について中身の濃い、アクセスしやすいポータルサイトとオンデマンド教材ができたと思う。ありがとうございました。
28	滝沢構成員	意見	ポータルサイトの充実等にあたっては、犯罪被害者が必要な情報を容易に入手できるようにすべきと考えます。また、平易な文章とともにイラスト等を用いるとともに、英語をはじめとした多言語での対応も必要であると考えます。

「犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化(ネット上の誹謗中傷)」(資料４－１～４－２)に関する事前質問／意見

番号	お名前	質問／意見	内容
犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷への対策			
1	太田構成員	意見	違法・有害ネット情報の被害者に対し、相談対応に止まらず、具体的な支援（カウンセリングや更には法律扶助以外の経済的支援など）を行う仕組みを設けるべきである。
2	正木構成員	質問	削除について どんな場合に削除要請できますか。 申請要件、削除基準等を教えてほしい。 どれくらいの期間で削除できますか。
3	正木構成員	質問	相談について 相談の内容とそのおおまかな具体的対応について教えてほしい。
4	伊藤構成員	質問	法務局や法テラスでは、ネット上の誹謗中傷への事後対策だけでなく、未然に防ぐための啓発・教育活動のような取組を行っているか。
5	野坂構成員	質問	「インターネット上の誹謗中傷への対策」に関して、現在の対策は、いずれも事案が発生したあとに被害者の相談に応じるものであり、事案発生前の予防の取り組みを行うほうがよいのではないか？ 具体的な検討を望む（警察庁にも同様に臨む）。